

平成18年3月8日
奈良市経済部観光課

「田原やま里博物館」を開館します

まちや地域には歴史があり、その中で営まれてきた人々の暮らしぶりや地域を支える産業などが、地域の文化、個性として地域の魅力を形づくっています。

奈良盆地の市街地から少し東に入った地域にあり、水田と茶畑が広がる田原の里で、生業としての技、地域の地場産業や文化財などを含めて、地域の大切な財産を公開し、交流の輪を広げていただくことによって、まちづくりに生かしていこうと「田原やま里博物館」を開館するものです。

地域の人たちに自らのまちの良さを再認識していただき、愛着と誇りを持っていただく機会にさせていただくとともに、観光客には、地域の文化に触れながら、現存する日本最古の歴史書「古事記」の編者太安萬侶の墓や、奈良時代の天皇陵などを散策し、懐かしさあふれる新しい観光スポットとして、新しい奈良を発見していただきたいと考えています。

現在、やすらぎの道東側、旧24号線（沿道含む）の間と大宮通り北側に囲まれた地域において「奈良まちかど博物館」が13館（平成15年11月1日：10館開館、平成16年11月1日：3館開館）開館中です。

記

<エリア>

田原地域

<博物館名等>

田原やま里博物館一覧表

田原やま里博物館概要 のとおり。
全12館

<開館までのスケジュール>

田原やま里博物館看板交付式

日時 平成18年3月28日(火)午後2時から

場所 田原公民館講座室(奈良市茗荷町1078-1)

各館でオープン

日時 平成18年3月28日(火)

開館時間等は各館の運営による。

<問い合わせ>

奈良市役所観光課 0742-34-1111（内線2913）

田原やま里博物館とは

いままでの博物館のイメージとは異なり、ボランティアの館長として、地域にある伝統の技を伝える職人芸、地場産業の技術、仕事場、文化財や個人の収集品などを公開していただくことによって、地域の伝統や文化に触れる機会を提供していただく「奈良まちかど博物館」の一つ。身近にある「ええもん」「いいところ」といった、地元の方たちにとっては地域を知り、愛着を持ってもらうための場として、また、観光客には新しい奈良を発見していただく場として利用いただける新しい形の博物館。

田原やま里博物館の魅力

田原の里を散策するときに気軽に立ち寄ることができ、内容的な魅力もさることながら、仕事や展示品への思いなどを館長から直接に聞くことができることが、この博物館の大きな魅力の一つとなる。

開館により予想される効果

- ・奈良に新しい観光資源が加わる。
- ・地域の魅力を再発見する場となることで、様々な交流が生まれる。
- ・個人の技術、仕事などをPRすることにより、館長のやりがい、生き甲斐の上昇。
- ・その他

田原やま里博物館の認定基準

田原やま里博物館は、田原の里にある身近な優れたものを自由に出し合っ、地域の文化や伝統に触れ、交流をもっていたらこうというものである。よって基本的に営利を目的としないもので、次のような基準を満たしていることが必要である。また、マップや共通看板の設置ができることなども必要である。

- | | | |
|----|-------------|---------------------------|
| 対象 | (1) 伝統の技 | 昔から伝わり、後世へ伝えていく技を公開するもの |
| | (2) 仕事場の一角 | 製品が出来上がるまでの過程を公開するもの |
| | (3) 収集品 | 団体や個人で集めている自慢の品々を展示公開するもの |
| | (4) 独特の建築様式 | 独特の建築様式を有する建物で、見学が可能なもの |

- | | | |
|----|---------|---|
| 基準 | (1) 公開 | 見学希望者への公開ができること。(必ずしも毎日公開する必要はなく、月1回でも良い。また、事前予約者のみへの公開も可とする。 |
| | (2) 入場料 | 原則として徴収しないこと。 |
| | (3) その他 | |
| | ア | 特定の思想信条、宗教的な普及等を目的としないこと。 |
| | イ | 公序良俗に反する展示内容でないこと。 |
| | ウ | 地域が誇れる物や技であること。 |

博物館に認定されると

自らが館長として、自らの伝統の技や仕事場の一角、文化財や収集品などを多くの人に見ていただきながら、長年培った技やそのものへの思いなどを伝えることができる。それを機会に交流の輪が広がる。

今後の認定については、今回開館してからの様子を見て「田原地区奈良まちかど博物館推進委員会」において時期等を検討し決定する。

各博物館でしていただくこと

博物館の運営は各館それぞれで行っていただく。

- ・ 定期的または随時での開館が必要。
- ・ 館長として来館者への対応を行う。
- ・ 定期的あるいは随時（予約制）の申込における対応。

展示物の破損など事故等の金銭的補填はないので、展示物等の管理は各館で気を付けていただく。

田原地区奈良まちかど博物館推進委員会

田原地区奈良まちかど博物館の認定等について、現地調査と意見を述べる「田原地区奈良まちかど博物館推進委員会」を設置する。

- (1) 委員会は若干名で組織する。
- (2) 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、任期途中で委員に変更のあった場合は、その委員の残任期間中を任期とする。
- (3) 地区自治連合会などで構成された地域全体で町おこしを考える協議会又はこれに準ずる組織等から推薦された者と奈良市の職員を委員とし、市長が委嘱または任命する。
- (4) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれらを定める。
- (5) その他委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

市でさせていただきますこと

- (1) 共通看板の製作
- (2) チラシやマップなどを作成し、観光客等に配布する。

来館者へのお願い

田原やま里博物館は、一般的な観光施設ではない。地域に息づく文化や伝統を紹介し、みなさんに親しんでいただくために館長の仕事場や生活の場などを公開する。従って予約が必要であったり、公開内容に制約がある。見学の際は、この主旨を理解してマナーを守って見学していただきたい。なお、専用の駐車場はない。